慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Bowley教授の悲観的論断
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). (1920. 4) ,p.589(135)- 592(138)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200400-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上極めて組雜ではあるが Gild merchant の目的、組織、及び權限を略々明かにした積りである。吾人は更に Gild merchant よりもある意味に於て重要なりと考へられる Craft gild の組織權限等に就て論じたいと思ふ。Craft gild が Gild merchant より出でゝ、特に近世勞動組合の起源たりや否やの問題は、殊に Craft gild の研究をして興味多からしめる所以であり、且亦文化史上に於て忽せに出來ない理由でもある。以下節を改めて述べやう。

（註一）C. Gross:—"The Gild Merchant." Vol. I p.225.
（註二）ibid. Vol. I pp. 282.
（註三）ibid. Vol. I pp. 174.
（註四）Dr. Gross は英國に於て hanse の意義は (1)An entrance fee. (2)A Toll or mercanic exaction. (3)A synonym of Gild merchant. の三つとして居る。(前掲書Appendix C.) Giry は S. Omer に於て Gild は商人及び手工業者を含むが、Hanse は全然商人のみであつて S. Omer と England との通商の獨占權を有するものであるとして、兩者を明瞭に區別して居る。("Histotre de la Ville de S. Omer," p. 281-2. Cunningham:—"Growth of English Industry and Commerce," Vol. I. p.223-4より引用)
（註五）W. J. Ashley:—"An Introduction to English Economic History and Theory." 9th Ed. Vol. I. part I. p. 72.
（註六）W. Cunningham:—"The Growth of English Industry and Commerce," during The Early & Middle Ages." 5th ed. p. 220.
（註七）Ashley:—op. cit. p. 75.
（註八）ibid. p. 72.
（註九）Gross:—op. cit. Vol. I. p. 26.
（註一〇）ibid. p. 28.
（註一一）E. Lipson:—"An Introduction to the Economic History of England." middle age. p. 248.
（註一二）Ashley:—op. cit p. 72.
（註一三）ibid. p. 75.
（註一四）ibid. p. 73.
（註一五）Gross:—op cit. Vol. I p. 29.
（註一六）Ashley:—op. cit. p. 73.
（註一七）ibid. 及び Gross:—op. cit. Vol. I p. 29.
（註一八）Lipson は前述の如く morning speech の譯なり。福田博士は「朝寄合」と邦譯せり。
（註一九）Gross:—op. cit. Vol. I pp. 2—3.
（註二〇）J. T. Smith:—"English Gilds." p. 345
（註二一）Lipson:—op. cit. p. 243.
（註二二）Gross:—op. cit. Vol. II. p. 165—6.
（註二三）Ashley:—op. cit. p. 73.
（註二四）ibid. p. 74.
（註二五）Gross:—op. cit. Vol. I p. 61.
（註二六）Lipson:—op. cit. p. 251.
（註二七）Gross:—op. cit. Vol. I p. 75.
（註二八）ibid. p. 63.
（註二九）Soke は一定の性質の用役をなす契約の下に借用せる土地か、未だ深く考へてない。
（註三〇）是等の人々を特權ある foranei, forinseci, extranei, extrinseci, estraunges 等と云ひ burgesnes; intrinseci, denzeins 等と區別した。(Gross:—op. cit. Vol. I. p. 66.)
（註三一）Gross:—op. cit. Vol. I pp. 68—9.
（註三二）ibid. p. 70
（註三三）scot and lot は lot と同意義に用ひられる。組合員に課せられた一種の租稅的義務である。又 Leicester Gild に於ては scot のみにて同樣に組合員の主たる義務を表示して居る。
（註三四）burgage と云ふのは tenement（家屋）と其の所及び其の周圍の土地を含んで居る。此の言葉は始め土地の借用にのみ限られたのであるが、後家屋にも適用されるに至つたのである。此の兩方の意味を含む言葉に burgagium と云ふ字がある。
（註三五）Gross:—op. cit. pp. 71—2.

（未　完）

新刊紹介

Bowley教授の悲觀的論斷

The Division of the Product of Industry. An Analysis of National Income before the War by Arthur L. Bowley, Oxford University Press, 1919.

富裕階級の余剩所得を割き何等かの方法を以て之を勞働階級の手に移し、又現在有害無用なる贅澤物製作の用に充てらるゝ生產力を轉じて人生必要品の生產に投ずるときは、その勞働階

級の生活狀態を上進せしむべき道理なること固より論なし。たゞ吾人の切に知らんと欲するところは假に現在この政策を極度まで實行せば勞働者の生活狀態は事實上果して如何の程度まで高めらるべきや是なり。而して此問題に對する解答は精細なる事實の統計的調査に之を覓めざる可からず。英吉利統計學の大家 Bowley 教授の新著はこの需に應せんとするものなり。

Bowley は先づ此問題に對する從來學者の解答一ならざるを證せんが爲め、Sidney and Beatrice Webb と Sir Hugh Bell との相互相容れざる計算を掲ぐ。即ち前者に依れば英吉利全人口の「三分二、即ち勞働者階級は僅かに毎年の勞働產物の三分一を受くるに過ぎざる」に反し、後者の見るところに從へば「生產せられたる貨物の賣價全額の七十五%はその生產に從事せる人々に支拂はる」るなり。Bowley は是等の斷定の基礎となれる統計その者を精査し之を適宜に排列して聯合王國人民の總所得額及びその源泉並にその幾多の經濟階級に分配せらるゝ比例を示さん」としたるものに外ならざるなり。

Bowley がその資料を仰ぎたる諸統計左の如し。曰く、Population Census of 1901 and 1911.—The Census of Production of 1907—the incomplete Census of Wages in 1906—the Annual Reports of the Commissioners of Inland Revenue—the Report of a Committee of the British Association in 1910 on "the Amount & Distribusion of Income (other than wages) below the Income Tax Exemption Limit in the United Kingdom"—the Material as to employment & wage changes published monthly and annually by the Labour Department.

而して是等諸種の統計に基づいて Bowley が下すところの論斷は悲觀的にして現在の生產力の程度を以てしては勞働者階級の所得を引上げ得べき餘地甚だ少なしと云ふ。彼れの示すところに依れば一九一一年に於ける聯合王國住民の所得總額（國內泉源より得たるものに限る）は十九億磅に過ぎず、この中八億磅（四二%）は賃銀、二億六千四百萬磅（一三%）は小額俸給若しくは獨立勞働者又は專ら自己の勞働に依て生活する小事業家の所得として收得せらる。之を要するに所得總額の過半は所得年額一六〇磅（當時の所得稅免稅點）以下のものの收得するところたるなり。然るに所得稅納入者（所得年額一六〇磅のもの）百十萬人が收むるところの所得は七億四千二百萬磅にして全體の約四〇%を占む今この中より慈善團體及び農業家の所得並に各人の勤勞所得より夫れ〳〵百六十磅を控除するときは剩すところ五億五千萬磅なるべし。是れ社會政策の用に供し得べき餘剩の富の總額なり。而して更に此中より貯蓄及び國費の支辨を控除すれば殘るところは二億磅乃至二億五千萬磅に過ぎず。これ英吉利の富裕階級が多少なりとも贅澤物の嫌あるものゝ爲めに使用し得る全資力なり。然るに今この二億五千萬磅を以て勞働者階級の所得を補ふも纔かに之を Rowntree が認めて以て相當の賃銀率となせし、男子毎週三十五志三片女子毎週二十志に達せしめ得るに過ぎず。之を要するに、大多數の產業に就て云へば產業そのものを破壞することなくして賃銀の著しき引上を行ふこと不可能なり。而してこは Bowley の見るところにては事實を研究したるものゝ何人も道理上否定すること能はざるところなり、」と云ふ。されば問題は分配上に在らずして生產上にあり。故に曰く「戰爭前に於て此國の富は如何に分配せらるゝも一般的に高き生活標準を

保障するには不十分なりき。而してその將來に於て增加すべき證據は未だ之を認む可からず。故に最も肝要の業――生產物分配狀態の改善よりも一層緊急なる業――は國民的產物の增加を計るに在り……」と。

Bowley の悲觀的なる論斷は之を利とするものと不利とするものとあるべし。余は未だ遽かに Bowley の論結の當否を評すること能はず、從て吾人の目前に行はるゝ賃銀引上の運動は果して悉く失敗に終るべき約束あるものなりや否やを知らざるなり。たゞ吾人の見る限りに於ては Bowley の行論の態度は最も嚴正着實にして尋常の時事問題論とその撰を異にす。若し人ありて、之を Chiozza-Money の Riches and Poverty. 又は Fabian Society 所編の Facts for Socialist と比較して、その結論の當否を批判せばその社會問題研究者を益することと決して尠少ならざるべし。（小泉信三）

瀧本博士著　利益分配法

芝三田　國文堂書店發行
四六版一九二頁壹圓八拾錢

賃銀制度は現代資本主義の中樞的要素なり。最近英國に現はれたるギルド社會主義は社會問題の根柢は實に勞働者の資本家に對する隷屬にありとし、其隷屬の制度たる賃銀制度の廢止を以つて其主要なる主張の一となせり。この點において無政府主義並にサンデイカリズムとはその主張を一にするものなり。然るに私有財產制度と自由契約の制度を其根柢において認めんとする社會改良論者は現代資本主義制度に多少の改良を加ふる所謂社會政策の實行によつて滿足せんとするものなり。

今こゝに紹介せんとする利益分配法なるものも後者の立場に立ちて資本家對勞働者の關係を一層圓滑にし、資本家は其の利益の一部分を勞働者に提供することにより精勤なる勞働者を得て相應の利益を期待せんとし、勞働者は公平なる事業主を得て正當なる賃銀を得んとするにあり。即ち「利益分配法は今日の經濟組織即ち所謂賃銀制度の下における勞働問題解決の一法であつて事業主が其の事業に由つて得たる利益の幾分を前以て明確に約定したる或る條件の下に勞働者へ分配する方法である」（本書一頁）而して、本書は主として實際的見地より利益分配の方法、その適用すべき事業實行の成績等の問題を研究し、利益分配に關する反對學說を檢討し、その贊成的學說について該博なる引用をなしたり。而して本書通讀に際して得たる興味は實に利益分配法の可否論にして、利益分配法に對する社會主義者並に勞働組合主義者の非難攻擊は「單に感情のみに囚はれて事物の利害を比較計量するの明なきの過ちに歸す」（六二頁）となし、又は「反對の理由とする所は洵に薄弱にして、公明を失す」（七〇頁）と論斷したるは俄かに吾人の贊意を表する能はざりし點なり。

されど現實の問題としての利益分配法は決して排斥すべきものにあらず。理想は高く、現實は一歩一歩進まざるべからず。吾人はこの點より事業主が擧つて利益分配法を徹底的に實行することを希望するものなり。著者の意も亦こゝにあるが如し。曰く「余は前にプロフィット。シエヤリングは今日の經濟組織即ち所謂賃銀制度の下における勞働問題解決の一法であると云へり、蓋此の意味は利益分配法を以て勞働問題を解決する最後の最良法であると云へるにあらず、不完全なる今日の經濟組織に於ては資本家及事業主を排除したる眞正なる共同經營事業の